

令和5年

第2回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和5年2月27日 午前9時30分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について(8番中島 修委員、9番南雲 廣悦委員)
- 日程 3 諸般の報告 : 別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 7 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程 8 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程 9 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について
- 日程 10 第5号議案 南魚沼市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
(変更案)について
- 日程 11 その他

- 令和5年3月9日（木）～10日（金）
 - ・南魚沼市農業委員会管外視察研修（埼玉、群馬方面）
〈農業委員、推進委員、事務局 31人〉

- 令和5年3月15日（水）
 - ・上・中越地区農業委員会会長情報交換会 17:00～
【津南町：しなの荘】 〈会長〉

- 令和5年3月22日（水）
 - ・第133回新潟県農業会議通常総会 農業会議臨時理事会 13:30～
【新潟市：新潟東映ホテル】 〈会長〉

- 令和5年3月27日（月）
 - ・第3回農業委員会総会 14:00～
【大和庁舎：旧議場】 〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

1 番	中俣 渉	2 番	西野 徳光	3 番	宮田 京子
4 番	荒川 敦	5 番	片桐 京	6 番	山崎 輝代
7 番	田村 芳文	8 番	中島 修	9 番	南雲 廣悦
10 番	棚村 光正	11 番	大平 泰弘	12 番	原澤 眞
13 番	林 昭彦	14 番	牛木 友哉	15 番	井上 秀樹
16 番	駒形 哲也	17 番	中島 直樹	18 番	関 匡和
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	島田 徳敏	推 2 番	佐々木 大輔	推 3 番	小野塚 真
推 4 番	上村 正明			推 6 番	林 秀夫
推 7 番	長谷川 政一	推 8 番	勝又 信行	推 9 番	青木 悦夫
推 10 番	志太 要一	推 11 番	篠田 猛	推 12 番	高橋 正男
推 13 番	櫻井 隆	推 14 番	山田 久雄	推 15 番	上村 良男
推 16 番	高村 英男	推 17 番	山本 晴夫	推 18 番	小杉 一明
推 19 番	関 英夫	推 20 番	桑原 善和	推 21 番	井口 博
推 22 番	水澤 利徳	推 23 番	高野 作栄喜	推 24 番	貝瀬 茂利

欠席委員は 1 名である。

推 5 番 佐藤 勝美

遅刻委員は 1 名である。

推 10 番 志太 要一

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主任	阿部 洋一	農地係主事	宮下 悠紀
農地係主事	田村 萌		

(会長、議長席に着く)

(9時30分開会)

議長 令和5年第2回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、推進委員5番佐藤勝美委員から欠席届、推進委員10番志太要一委員から遅刻届が出ていますのでこれを許します。従いまして、農業委員が19名、推進委員が22名で合計41名の出席ですので総会は成立します。

日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、8番中島修委員、9番南雲廣悦委員にお願いいたします。

日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様方から何かありますでしょうか。推進委員22番水澤利徳委員。

推22番水澤委 おはようございます。2月16日に市役所におきまして、

員

南魚沼市国民健康保険運営協議会が開催され、出席しました。内容として、令和5年度南魚沼市国民健康保険特別会計の予算案についての説明がありました。

予算規模は大体前年並みですが総額で約55億円でございます。ただ現在、確定申告期間中のため、所得額が確定しておりませんので、その確定を待って改めて検証し、予算案を作成し、市長へ答申予定です。最終的には市議会での審議・承認を得たうえで執行されます。

保険税率については前年度と同額で試算しているとのことです。ちなみに南魚沼市の被保険者数は令和4年度で11,794人です。市の人口はご存じのとおり約54,000人です。加入率は21.8%で、昔と比較しだいぶ下がってきておりますが、社会保険加入要件の緩和、後期高齢者医療保険への移行の増加等が主な要因となっております。現行税率については、所得に対して医療分が5.87%、後期高齢者支援金分が2.55%、介護分が1.97%、その他に均等割等ございますから、所得に対して15から18%くらいの税率になる方がいらっしゃいます。

保険料の増額については慎重に対応すべきだとの基本姿勢のもとで、会議に参加しておりますが、今から5年ほど前の平成30年に制度改正がありまして、従前は各市町村主体の運営でしたが、今では都道府県が財政運営の主体へ変更になっております。具体的には市町村が徴収した保険税はいったん県へ納付し、改めて県から市町村へ交付する形となります。保険税率についても県が市町村ごとに試算したものが適用されるという形になります。

以上となりますが、国民健康保険についてお気づきの点などありましたら、市役所市民課国保年金係までお問い合わせをいただきたいと思います。

議長

ただいまの水澤委員の報告について、質問はありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、水澤委員ありがとうございました。

ほかにありますでしょうか。無ければ私から1点報告します。2月17日に地域別農業委員会会長・事務局長会議が上越市のホテルハイマートで行われ、参加しました。内容については、今年度の決算報告、事業報告と来年度の事業計画と予算の概要についてでした。こちらは3月6日に行われる農業会議の総会に向けての各地区別での説明会というものになりますので、詳細については省略いたします。

その後、中越地区の会長会議が行われました。現在欠員となっている農業会議の理事と常設審議委員の改選について審議が行われました。本来なら長岡市の会長が理事という形だった訳ですが、高橋会長が退任されたことで、理事が欠員となっていることは以前お話ししたとおりです。代替りの理事を中越地区から出すことになっておりまして、今回は出雲崎町の内藤会長から理事になっていただくことになりました。内藤会長が現在常設審議委員になっていますが、理事へ上がるということで、常設審議委員の欠員については南魚沼市から出すことになり、私が常設審議委員となります。3月22日の役員会で最終的な承認がされます。4月からは常設審議委員ということで毎月参加する形になります。以上です。

ほかにありますでしょうか。無いようですので諸般の報告は終了させていただきます。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議 長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降9件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。なお、6番案件については転用目的が不明と記載がありますが、転用許可年月日が昭和36年と非常に古い許可

となっていて、当時の許可書を確認したのですが、転用目的については記載がありませんでした。ただ現地には、すでに一般住宅が建築されておるため、括弧書きで一般住宅建築という転用目的として、事実確認書を交付したというものです。

(2) 農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について5ページをご覧ください。こちらは10件です。

1番、2番はJA仲介の農地の解約です。

1番、2番、浦佐の田2筆で、土地所有者の都合による解約です。後ほど5条申請があがってきます。

3番、芹田の田1筆で、砂利採取のための解約です。後ほど5条申請があがってきます。

4番、水尾の田1筆で、借受人変更のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

5番、美佐島の田2筆で、転用のための解約です。後ほど5条申請があがってきます。

6番、余川、八幡の田5筆で、耕作者の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

7番、塩沢の田4筆で、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

8番、八竜新田の田3筆で、所有者の都合による解約です。

9番、長崎の畑2筆で、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

10番、一之沢の田1筆で、農林公社仲介の貸借契約について売買するための解約です。後ほど3条申請があがってきます。

(3) 使用貸借の解約について

8ページをご覧ください。こちらは4件です。

1番、芹田の田1筆、砂利採取による仮設道路申請のための解約で、後ほど5条申請があがってきます。

2番、今町新田、水尾新田の田12筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

3番、山崎、山崎新田の田8筆で、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

4番、大杉新田の田1筆、農地転用のための解約で、後ほど5条申請があがってきます。

(4) 農地法の適用を受けない事実確認について
11ページをご覧ください。こちらは2件です。

1番、上薬師堂の登記田、現況宅地の1筆、295㎡です。資料は1-2ページをご覧ください。こちらは、過去に農地法上の農地から外れた土地になります。現地は1月6日に南雲委員さんからご確認いただいています。

2番、山口の登記畑、現況雑種地、宅地の9筆、12,706㎡です。資料は3-4ページをご覧ください。こちらは、
の 地区の一面にある土地であります。
現在は、過去には
があった土地になります。こちらは農地外になってから相当年数が経過しておりまして、経緯も不明となっております。過去に農地法上の農地から外れた土地になり、農地台帳からもすでに除外されていますので、今回非農地証明での対応となっております。現地は11月8日に第2回農地パトロールで農地特別委員会の皆さんからご確認いただいています。第1号報告については以上です。

議長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第1号報告を終わらせていただきます。

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議長

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めま

す。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号報告朗読)

13 ページをご覧ください。今月はあっせん委員の指名が3件となっています。

1 番、五郎丸の田6筆9,966 m²、売買の申出で、あっせん理由は財産処分のためです。あっせん委員といたしましては1月23日に高村委員さん、林秀夫委員さんをご指名しています。

2 番、今町、五日町の田7筆4,779 m²、売買の申出で、あっせん理由は財産処分のためです。あっせん委員といたしましては1月23日に井上委員さん、志太委員さんをご指名しています。

3 番、宇津野新田の田3筆2,028 m²、売買の申出で、あっせん理由は生活資金の資金繰りのためです。あっせん委員といたしましては2月1日に島田委員さん、西野委員さんをご指名しています。第2号報告については以上です。

議 長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第2号報告を終わらせていただきます。

日程6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長

日程6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第1号議案朗読)

15 ページをご覧ください。今月の3条申請は11件です。

13 番、14 番は関連案件で譲受人が同じ方となります。

13 番、売買による所有権移転です。泉新田の田畑3筆324 m²

です。こちらは譲受人の自宅に隣接している農地です。申請理由は借入地等を取得するためとなります。

14 番、売買による所有権移転です。泉新田の田1筆 27 m²です。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

15 番、売買による所有権移転です。一之沢の田1筆 195 m²です。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

16 番、売買による所有権移転です。石打の田1筆 1,772 m²です。こちらは譲受人の実家の近くにある農地です。申請理由は経営の効率化のためです。

17 番、贈与による所有権移転です。五日町の田4筆 4,350 m²です。こちらは、昨年11月総会で贈与の許可を受けた案件について、その贈与契約を解除したいとのことでの申請です。合意解除のような場合は、許可の取消申請が通常認められないため、今回は11月の許可時と譲受人と譲渡人を反対にして、再度贈与の申請をしております。なお、譲受人については高齢ではありますが、田については作業委託し、畑は自作するとのことです。申請理由は贈与契約の解除のためです。

18 番、贈与による所有権移転です。余川の田1筆 297 m²です。両者は親子の関係となります。申請理由は父から農地を譲り受けるためとなります。贈与税についても確認済みです。

19 番、賃借権の設定で、期間は10年間です。舞子の田1筆 2,656 m²です。申請理由は経営規模拡大のためです。

20 番、使用貸借権の移転です。移転となりますので契約期間は当初のままで、借受人が変更となります。宇津野新田の田畑10筆 5,924.36 m²です。備考欄に所有者名の記載がありまして、今回の申請により、借受人が所有者の子から孫へ変更となります。申請理由は、経営移譲のための権利の移転となります。

21 番から23 番までの案件については、農業者年金受給のための使用貸借権の再設定となっておりますので説明は省略させていただきます。以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案については原案のとおり承認されました。

日程7 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

議長

日程7 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第2号議案朗読)

19ページをご覧ください。今月の4条申請は1件です。

1番、樺野沢の田1筆612㎡、転用目的は一般住宅およびカーポート建築です。資料は5-7ページです。申請の内容ですが、県道の整備により住宅移転が必要になったため、一般住宅およびカーポートを建築したいというものがあります。

この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地であります。また、集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであります。また、一般住宅適正面積の目安以上の規模であります。土地が不整形であること、道路との高低差があることなどから計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案については原案のとおり承認されました。

日程8 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長

日程8 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第3号議案朗読)

21 ページをご覧ください。今月の5条申請は8件です。

5番、浦佐の田2筆555㎡、売買による所有権移転で転用目的は一般住宅建築です。資料については8-10ページです。申請の内容ですが、申請地を譲り受け、趣味や来客用に一般住宅を建築するものであります。

この農地については、都市計画法で定められた用途地域内にある第3種農地となります。一般住宅適正面積の目安以上の規模であります。住宅の規模、利用計画図から計画面積は適当であり、原則許可ということになります。

6番、青木新田の田1筆352㎡、売買による所有権移転で転用目的は一般住宅建築です。資料については11-13ペー

ジです。申請の内容ですが、実家近くの申請地を譲り受け、一般住宅を建築するものであります。

この農地については、1種、3種農地以外で生産性の低い農地で、第2種農地であります。集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以内の規模であり、許可相当であると考えています。

7番、大杉新田の田1筆400㎡、使用貸借権の設定で転用目的は一般住宅建築です。資料については14-16ページです。申請の内容ですが、申請者は孫と祖父の関係です。現在の住居が家族増加により手狭になったことから、一般住宅を建築するものであります。

この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地であります。集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以内の規模であり、許可相当であると考えています。

8番、美佐島の田3筆1,866㎡、売買による所有権移転で転用目的は駐車場建設です。資料については17-19ページです。申請の内容ですが、申請地を譲り受け、新店舗建設や既存施設集約に伴い、不足する駐車場を建設するものであります。

この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地であります。既存施設の拡張に使用するものであり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものであること、利用計画図から計画面積は適当であることから、許可相当であると考えています。

9番、塩沢の畑2筆216㎡、売買による所有権移転で転用目的は一般住宅建築です。資料については20-22ページです。申請の内容ですが、申請地を譲り受け、一般住宅を建築するものであります。

この農地については、都市計画法で定められた用途地域内にある第3種農地となります。一般住宅適正面積の目安以内の規模であり、原則許可ということになります。

10番、山崎の田2筆、合計6,809㎡、賃借権の設定で転用目的は砂利採取です。資料については、23-25ページです。内容は砂利採取のための一時転用の申請で、期間は令和5年

4月1日から令和6年6月30日までです。この農地は農用地区域内にある農用地となりますが、砂利採取のための一時転用であるため許可相当であると考えています。また、30aを超える転用であるため、農業会議への諮問が必要となります。

11番、芹田の田2筆、合計6,789㎡、賃借権の設定で転用目的は砂利採取です。資料については、26-28ページです。内容は砂利採取のための一時転用の申請で、期間は令和5年4月1日から令和6年9月30日までです。この農地は農用地区域内にある農用地となりますが、砂利採取のための一時転用であるため許可相当であると考えています。また、30aを超える転用であるため、農業会議への諮問が必要となります。

12番、芹田の田5筆、合計1,055㎡、賃借権の設定で転用目的は仮設道路建設です。資料については、26-28ページです。11番案件に関連する案件です。内容は砂利採取に伴う仮設道路建設のための一時転用の申請で、期間は令和5年4月1日から令和5年9月30日までであります。この農地は農用地区域内にある農用地となりますが、砂利採取に伴う仮設道路建設のための一時転用であるため許可相当であると考えています。以上です。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案については原案のとおり承認されました。

議 長

日程9 第4号議案 農用地利用集積計画（案）について

日程9 第4号議案 農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

（第4号議案朗読）

25 ページからになります。全部で109件です。

63番、柳古新田の田3筆5,387㎡、売買による所有権移転で、対価については㎡当たり464円です。申請理由は賃貸人との売買のためです。資料は29ページをご覧ください。

64番、藤原の畑1筆405㎡、売買による所有権移転で、対価については㎡当たり987円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は30ページをご覧ください。

65番、66番は同じ借受人の方の案件です。

65番、一村尾の田1筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

66番、一村尾の田2筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

67番、九日町の田14筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

68番、市野江甲の田1筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり45kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

69番、市野江乙の田1筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり51kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

70番、71番は同じ借受人の方の案件です。

70番、大崎の田5筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり75kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

71番、大崎の田1筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり75kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

72番、今町新田の田8筆、賃借権の設定で、対価は10a

当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

73 番、74 は同じ借受人の方の案件です。

73 番、今町新田の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 30,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

74 番、今町新田、水尾新田の田 12 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 30,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

75 番、水尾の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

76 番、茗荷沢の台帳畑、現況田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。なお、借受人については隣の魚沼市でも経営農地があり、合計すると 110 a を超える形になります。申請理由は経営規模拡大のためです。

77 番、78 番は同じ借受人の方の案件です。

77 番、茗荷沢、茗荷沢新田の田 9 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

78 番、茗荷沢新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

79 番、80 番は同じ借受人の方の案件です。

79 番、山崎の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 32,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

80 番、山崎、山崎新田の田 8 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 32,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

81 番、雷土新田の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

82 番、君帰の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

83 番、余川、八幡の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 3 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

84 番、小川、畔地、畔地新田の田 18 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

85 番、宮村下新田の田畑 16 筆、賃借権の設定で、対価は

10 a 当たり 18,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

86 番、津久野の台帳田、現況畑 1 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 36 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

87 番、津久野の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

88 番、上薬師堂の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 30,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

89 番、90 番は同じ借受人の方の案件です。

89 番、法音寺の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 28,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

90 番、法音寺の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 28,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

91 番から 93 番までは同じ借受人の方の案件です。

91 番、田崎の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

92 番、田崎の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

93 番、田崎の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

94 番、野田の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は総額 19,500 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

95 番、塩沢の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 30 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

96 番、泉盛寺の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

97 番、石打の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

98 番、雲洞、枝吉の田 8 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

99 番、早川の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

100 番、長崎の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

101 番、長崎の畑 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 30,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

102 番、滝谷の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 2.5 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

103 番から 109 番までは同じ借受人の方の案件です。

いずれの案件も使用貸借権の設定となりますので説明を割愛させていただきます。

110 番、深沢の田畑 18 筆、使用貸借権の設定です。申請理由は経営移譲のためです。

111 番、吉里の田 2 筆、使用貸借権の設定です。申請理由は経営規模拡大のためです。

112 番から 132 番までは同じ方の案件です。

112 番から 131 番までの案件はいずれの案件も賃借権の移転で、耕作者が経営移譲をするための申請で、後継者へ契約の残存期間を移転させるものです。土地所有者は備考欄のとおりで、申請理由は耕作者経営移譲のためです。

132 番は使用貸借権の移転となります。いずれの案件も説明については割愛させていただきます。

133 番から 171 番までは賃借権の再設定となりますので説明を割愛させていただきます。以上です。

議長

暫時休憩とし、議長を交代いたします。

(10 時 15 分休憩)

議長

(関職務代理)

議長交代し、議事再開いたします。

(10 時 16 分再開)

関係委員がおられます。農業委員 19 番並木孝夫委員の除斥を求めます。

(19 番並木委員退席)

32 ページ 89 番、90 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。32 ページ 89 番、90 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、89 番、90 番案件については原案のとおり承認されました。並木委員の除斥を解きます。

(19 番並木委員着席)

暫時休憩とし、議長を交代いたします。

(10 時 17 分休憩)

議 長

議長交代し、議事再開いたします。

(10 時 18 分再開)

関係委員がおられます。農業委員 15 番井上秀樹委員の除斥を求めます。

(15 番井上委員退席)

25 ページ 65 番、66 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。25 ページ 65 番、66 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、65 番、66 番案件については原案のとおり承認されました。井上委員の除斥を解きます。

(15 番井上委員着席)

続いて、推進委員 10 番志太要一委員の除斥を求めます。

(推 10 番志太委員退席)

26 ページ 68 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。26 ページ 68 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、68 番案件については原案のとおり承認されました。志太委員の除斥を解きます。

(推 10 番志太委員着席)

続いて、農業委員 17 番中島直樹委員の除斥を求めます。

(17 番中島委員退席)

27 ページ 70 番、71 番案件、42 ページ 138 番、139 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。27 ページ 70 番、71 番案件、42 ページ 138 番、139 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、27 ページ 70 番、71 番案件、42 ページ 138 番、139 番案件については原案のとおり承認されました。中島委員の除斥を解きます。

(17 番中島委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件についての質疑を行います。農業委員 18 番関匡和委員

18 番関委員

81 番案件の借受人については何度も話題に出ておりますが、事務局にお願いして、契約書送付時に農地適正管理のお願い通知を送付してもらっていますが、文書での通知だけだと本人も慣れてしまっていて見ていないという可能性もありますので、この方の申請が出てきた時は、担当地区の委員さんが気にかけて現地等を確認していくようお願い

します。

議 長

一之谷係長。

一之谷係長

これまで出していた文書でのお願いはやめて、今後は地元の委員さんに現地の状況を確認するということでしょうか。

議 長

18 番関匡和委員。

18 番関委員

いえ、文書はこれまでどおり送付していただいた中で、主に申請があるのは大和地域ですが、その地元の農業委員さんが地元の農地に詳しい訳ですから、申請があったことを確認した場合に現地確認等をしっかりとさせていただきたいというお願いです。

議 長

ただいまの関委員からの要望についてですが、確かに毎回文書は送付していますが、見るか見ないかは本人の意識次第のところがあるため、この方の申請があった場合には、問題になっている農業者だということを意識して、担当地区の委員さんは特に意識して現地確認をしていただくようお願いします。関委員よろしいでしょうか。

それでは、先に承認された案件を除く他の案件についての質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 4 号議案は全て承認されました。

議長 暫時休憩といたします。
(10時25分休憩)

議長 引き続き議事を再開いたします。
(11時05分再開)

日程10 第5号議案 南魚沼市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(変更案)について

議長 日程10 第5号議案 南魚沼市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(変更案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。古藤局長。

古藤局長 (第5号議案朗読)
52ページからになります。この最適化の推進に関する指針の改定については、昨年5月の最適化活動が拡充された時に1度改訂しております。本来は、3年に1回程度、指針の見直しを行うこととされていますが、年明けに県から指示が来ました。2年後の農用地利用集積等促進計画に切り替えるために、農業委員会で目標地図を作成し、農林課で地域計画を策定しますが、3月末までにこれに合わせた指針に改定を行うよう指示が出たために今回、議案としてあげるものです。54ページの(2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法について記載があり、ここに地域計画というものが載ってきます。今後は農地の集積・集約について地域計画を作成して進めていくということが記載されています。この4月1日から農業経営基盤強化促進法が改正されますので、それに合わせての今回の指針の改訂になります。以上です。

議長 ただいまの説明について、質疑を行います。農業委員14番牛木友哉委員。

14番牛木委員 農業経営基盤強化促進法が改正され、農用地利用集積計画による貸借と、農地中間管理事業が定める農用地利用配分計画による貸借が促進計画に一本化されるということで

すが、この4月1日以降は利用集積計画による貸借は不可能ということでしょうか。または、ある程度の猶予期間があるのかについて決まっていることがあれば教えてください。

古藤局長

非常に重要な点だと思います。4月1日から促進計画自体は適用可能ではありますが。ただし、令和7年3月31日までの2年間は経過措置として、市の利用集積計画は適用可能です。現在の中間管理事業の配分計画を使うと、受け手、出し手ともに事務手数料が賃借料の0.5%必要となってくる部分もあるため、利用者が使いやすい制度になれば検討しますが、使える間は、市の利用集積計画を使用していきたいと考えています。

また、促進計画を使うには、県が基本方針を示して、市農林課が基本構想を作り直す必要があることや、農業委員会としても目標地図の作成が求められますが、そのためには農業者への意向調査等のアンケートを行い、今後自作するのか貸したいか等を把握し取りまとめをする必要があります。その後でないと地域計画は作成できず、すぐに促進計画の作成はできないため、今のところは市の利用集積計画は総会翌日付で許可になる点など良い制度だと思いますので、2年間はこれで行きたいと考えています。以上です。

議長

よろしいでしょうか。他に何かありますでしょうか。無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第5号議案 南魚沼市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(変更案)については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第5号議案については原案のとおり承認されました。

日程 11 その他

議長

日程 11 その他についてですが、事務局より説明をお願いします。古藤局長。

古藤局長

皆様に配布しております農業経営基盤強化促進法等の一部改正についてのパンフレットの7ページをご覧ください。今後の配分計画から促進計画への切り替わりについて説明いたします。今回の改正は今年の4月1日から施行されます。主なポイントは、地域の農業の将来の在り方である地域計画と、農業者ごとに耕作する農地を定めて地図に示す目標地図というものを、令和7年3月31日までの2年間に作成しなければならないこととなります。

一番影響がある部分としては、現行では市のほとんどの方の貸借契約は集積計画で行っておりますが、それが廃止されて促進計画に名前が変わり、手続きの方法も大幅に変わります。現行の集積計画は相対での貸借が可能でしたが、促進計画はすべて農地中間管理機構を通じた貸借となり、手続きにも時間を要し、手数料も機構へ支払う必要がでてきます。促進計画の手続きについては、権限を委譲しながら少し簡略化される方向と聞いていますが、具体的な話はまだ来ておりません。

ただし、先ほど説明したとおり、4月1日から一気に切り替わるのではなくて、2年間は経過措置期間があります。また、農地法3条申請については、下限面積要件が廃止される以外は存続します。実務についてはこのような方針が決まっているだけで、詳細について説明できなくて恐縮ですが、このパンフレットに記載があるとおり、促進計画に切り替わっていくということです。

なお、この切り替わりにあたり、地域計画の策定担当である市農林課より、令和7年3月31日にまでは集積計画での契約ができるため、集積計画で契約延長を呼びかける文書も配布を予定しています。以上です。

議 長	ただいまの報告について質問、意見等ありますでしょうか。農業委員 15 番井上秀樹委員。
15 番井上委員	今の説明を簡単に言うと、農地中間管理機構がもうこれ以上は手一杯で受付ができないということでしょうか。
議 長	古藤局長。
古藤局長	いえどちらかというと、国としては中間管理機構が定めている農用地利用配分計画をもっと活用してほしいところ、市町村のほとんどが農用地利用集積計画を使用している現状があるため、この集積計画を廃止し、もっと中間管理機構を活用してほしいという意味合いが強いものです。
議 長	よろしいでしょうか。暫時休憩とし、全員協議会を開催します。 <div style="text-align: right;">(11 時 18 分休憩)</div>
議 長	休憩前に引き続き、議事を再開します。 <div style="text-align: right;">(11 時 20 分再開)</div>
15 番井上委員	その他についてですが、幹事会より報告をお願いします。農業委員 15 番井上秀樹委員。 先ほど開催した幹事会について報告します。 ・ 3 月の懇親会について ・ 成果実績に基づく報酬について ・ 管外視察研修について 等 以上です。
議 長	ただいまの報告について質問、意見等ありますでしょうか。農業委員 16 番駒形哲也委員。
16 番駒形委員	成果実績の件でお聞きしたいのですが、4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間の皆さんの成果活動に対する実績に応

じて付けていただくとと思いますが、今期の体制で初めて導入された制度となると思います。その中でこれから任期の終わりを迎える訳ですが、引き続き委員をされている方は問題ないと思いますが、任期が7月19日で終了する委員さんについての成果実績の報酬について教えてください。

議 長

古藤局長。

古藤局長

まだその点についてアナウンスが来ておりませんが、この条例ができたのが令和2年7月20日ということで、新規委員のみが対象で、旧委員は対象ではありませんでした。ただし、この成果実績の考え方からするとおそらくですが、7月19日までは旧委員が対象で、7月20日以降は新規委員が対象になるのではないかと思います。以上です。

議 長

よろしいでしょうか。他に何かありますでしょうか。無ければ暫時休憩とし、全員協議会を開催します。

(11時30分休憩)

議 長

休憩前に引き続き、議事を再開します。

(11時40分再開)

その他ですが、他にありますでしょうか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了させていただきます。

(11時40分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 5年 4月 25日

南魚沼市農業委員会長

並 木 孝 夫

会 議 録 署 名 委 員

中 島 修

会 議 録 署 名 委 員

南 雲 廣 悦
